指定化学物質リスト

2015 年 1 月 13 日（第 1.0 版）

FDK株式会社

ニッケル水素電池事業部
総務部

目　次

1.　含有禁止物質

表 1:含有禁止物質 ……2

表 1a:アゾ染料・顔料から生成されるアミン類……6
表 1b:オゾン層破壊物質 ……7
表 1c:ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および特定代替品 ……11
表 1d:フッ素系温室効果ガス（HFC、PFC、SF6） ……12
表 1e:含有禁止の除外用途……13
表 1f :多環芳香族炭化水素(PAH)……13
表 1g:PFOA、その塩および PFOA のエステル ……14
表 1h:ヘキサブロモシクドデカン(HBCDD) ……14

2.　含有報告物質

表 2:含有報告物質 …… 14

3.　含有管理物質

表 3:含有管理物質 …… 25

表 3a:臭素系難燃剤（PBB、PBDE、HBCDD 以外）……27

4.　製造時使用禁止物質

表 4:製造時使用禁止物質 …… 29

【 用語の定義 】

含有 ： 化学物質が納入品に含まれること

含有率 ： 化学物質の濃度で、単位は[ppm](質量比。1ppm は百万分の一）、または[wt%](質量比。1wt%は百分の一)等を用いる。
（各指定化学物質における含有率算出の考え方は、各表の注釈を参照すること）

意図的添加 ： 化学物質を特定の特性、外観、または品質をもたらすために、含有率に係わらず、納入品の形成時に故意に使用すること

素材 ： 特定の使用目的をもって特定の位置に配置、形成されており、使用目的を達成する上でそれ以上分割できない納入品を構成する各々の均一材料、または均一と見なせる複合材料

不純物 ： 天然原料中に含まれ、工業材料として製造される過程で除去しきれない物質

調剤 ： 複数の物質からなる混合物または溶液（例：接着剤、めっき液、塗料）

納入品 ： FDK ニッケル水素電池事業部製品の構成部材（材料・部品・ユニット・付属品等）または OEM/ODM 製品および包装材等

化学品 ： 化学物質及び／又は混合物

化学物質 ： 天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物

混合物 ： 二つ以上の化学物質を混合したもの

成形品 ： 製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終仕様の機能を大きく決定づけているもの

1. 含有禁止物質

表 1： 含有禁止物質（注釈1）

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
001	アスベスト類 Asbestos	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		REACH規則「制限」
002	一部の芳香族アミンを生成する アゾ染料・顔料 Azocolourants and azodyes which form certain aromatic amines	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	アゾ染料・顔料のうち、アゾ基の還元切断により表1aのアミン類が生成されるものが対象。人体の皮膚に直接、長時間接触する可能性がある皮革・繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
003	カドミウム／カドミウム化合物 Cadmium/Cadmium Compounds	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 不純物であっても素材質量におけるｶﾄﾞﾐｳﾑ含有率が100ppmを超えてはならない ④ 包装材の場合、不純物の場合であっても、素材毎に4物質（注釈2）それぞれの含有率の合計が100ppmを超えてはならない	除外用途：表1e	REACH 規則「制限」 RoHS 指令
004	六価クロム化合物 Chromium VI Compounds	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 不純物であっても素材質量におけるクロム含有率が1000ppmを超えてはならない ④ 包装材の場合、不純物の場合であっても、素材毎に4物質（注釈2）それぞれの含有率の合計が100ppmを超えてはならない		RoHS指令

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
005	鉛／鉛化合物 Lead/Lead Compounds	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 不純物であっても素材質量における鉛含有率が1000ppmを超えてはならない。但し、熱硬化性または熱可塑性コード/ケーブルの被覆は300ppmを超えてはならない ④ 包装材の場合、不純物の場合であっても、素材毎に4物質（注釈２）それぞれの含有率の合計が100ppmを超えてはならない	除外用途：表1e	REACH規則「制限」 RoHS指令 カリフォルニア州法 「プロポジション65」
006	水銀／水銀化合物 Mercury/Mercury Compounds	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 不純物であっても素材質量における水銀含有率が1000ppmを超えてはならない ④ 包装材の場合、不純物の場合であっても、素材毎に4物質（注釈２）それぞれの含有率の合計が100ppmを超えてはならない	除外用途：表1e	REACH規則「制限」 RoHS指令
007	オゾン層破壊物質 （CFCs、HCFCs、HBFCs、四塩化炭素等） Ozone Depleting Substances (CFCs, HCFCs, HBFCs, Carbontetrachloride, etc.)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	詳細物質：表1b	モントリオール議定書 EC No.2037/2000 EC No.1005/2009
008	PFOS／PFOS類縁化合物 PFOS and PFOS-related substances	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 不純物の場合、下記の含有率・含有量を超えてはならない。 ・素材における含有率　0.1wt% ・調剤（インク・トナーなど）における含有率 0.005wt% ・コーティングされた素材における含有量：1μg/m^2	除外用途：表1e	REACH規則「制限」
009	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類） Polybrominated Biphenyls (PBBs)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 不純物であっても素材質量における含有率が1000ppmを超えてはならない		RoHS指令
010	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 （PBDE類） Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 不純物であっても素材質量における含有率が1000ppmを超えてはならない		RoHS指令
011	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）および特定代替品 Polychlorinated Biphenyls (PCBs) and specific substitutes	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	詳細物質：表1c	REACH規則「制限」
012	ポリ塩化ターフェニル類（PCT類） Polychlorinated Terphenyls (PCTs)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		REACH規則「制限」
013	短鎖塩化パラフィン類（C10-C13） Shortchain Chlorinated Paraffins	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		スイス法、オーストリア法 REACH規則「制限」 及び「認可候補物質」
014	三置換有機スズ化合物 （TBTOを除く） Tri-substituted organostannic compounds (except for TBTO)	納入品の総質量におけるスズ含有率が1000ppmを超えてはならない		REACH規則「制限」
015	トリブチルスズ＝オキシド（TBTO） Tributyl Tin Oxide (TBTO)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 REACH規則「制限」
016	フマル酸ジメチル（DMF） Dimethylfumarate (DMF)	① 納入品の総質量における含有率が0.1ppmを超えてはならない		2009/251/EC

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
017	ジブチルスズ化合物（DBT） Dibutyltin compounds (DBT)	① 納入品の総質量におけるスズ含有率が1000ppmを超えてはならない		REACH規則「制限」
018	ジオクチルスズ化合物（DOT） Dioctyltin compounds (DOT)	① 納入品の総質量におけるスズ含有率が1000ppmを超えてはならない	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合と、2成分室温硬化モールドキットとして使用される場合に適用	REACH規則「制限」
019	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6) Fluorinated greenhouse gases (HFC, PFC, SF6)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	詳細物質：表1d 一液発泡体として製品およびその部品に使用される場合にのみ適用	EU規則 No.842/2006
020	ホルムアルデヒド Formaldehyde	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 不純物の場合であっても素材質量における含有率が75ppmを超えてはならない	織物製品およびその部品に使用される場合のみに適用	オーストリア法、 リトアニア法
021	リン酸トリス（2,3-ジブロモプロピル） (TRIS) Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
022	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (TEPA) Tris（1-aziridinyl）phosphine oxide	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
023	ポリ塩化ナフタレン （塩素原子数が3以上） Polychlorinated Naphthalenes (more than 3 chlorine atoms)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
024	ヘキサクロロベンゼン Hexachlorobenzene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
025	アルドリン Aldrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
026	ディルドリン Dieldrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
027	エンドリン Endrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
028	DDT Chlorophenothane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
029	クロルデン類 Chlordanes	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
030	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン 又は N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine and N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
031	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール 2,4,6-tri-tert-butylphenol	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
032	トキサフェン Toxaphene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
033	マイレックス Mirex	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
034	ケルセン Kelthane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
035	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン Hexachloro-1,3-butadiene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
036	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-di-tert-butylphenol	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
037	ペンタクロロベンゼン Pentachlorobenzene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
038	α-ヘキサクロロシクロヘキサン α-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
039	β-ヘキサクロロシクロヘキサン β-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
040	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
041	クロルデコン Chlordecone	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
042	ニッケル Nickel	① ステンレス鋼及びニッケルめっきとしての使用禁止	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
043	多環式芳香族炭化水素(PAH) Polycyclic aromatic hydrocarbons 【2015 年 6 月 27 日から禁止】	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中での付着・混入・生成禁止 ③ 不純物であっても、下記の含有率を超えてはならない。 ・ゴムまたはプラスチック構成部品毎に 0.0001wt%	詳細物質：表1f 人体の皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短期間で繰り返し接触する、ゴムまたはプラスチック構成部品のみに適用	REACH規則「制限」
044	PFOA、その塩および PFOA のエステル PFOA、PFOA-salts、PFOA-esters	＜成形品＞ ① 納入品の総質量における含有率が 0.1wt%を超えてはならない ＜化学品など＞ ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中での付着・混入・生成禁止 ③ 不純物であっても、下記の含有率・含有量を超えてはならない。 ・化学品：重量比 0.001wt% ・繊維、カーペット、およびその他コーティングされた製品：納入品の総質量中 1μg/㎡	詳細物質：表1g 除外用途：表 1e	ノルウェー法
045	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) Hexabromocyclododecane	①意図的添加禁止 ②製造工程中での付着・混入・生成禁止	詳細物質：表1h	化審法
046	エンドスルファン Endosulfan	①意図的添加禁止 ②製造工程中での付着・混入・生成禁止		化審法

【表1に関する注釈】

1） 納入品は上記「含有禁止基準」を全て満足していること。

なお、「含有禁止基準」に数値が設定されている物質の含有率算出は以下の通りとする。

- 本項目において、含有率算出の分母は素材質量もしくは納入品の総質量であり、個々の物質においていずれを用いるかは表1の含有禁止基準の記載に準ずる。
- 複合物質または材料の場合には、次のものを素材とする。
  - 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
  - 塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。

    例） 塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態

    樹脂ポリマーは、成形後の状態

    ガラス及びセラミックの成型後の状態
  - 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
  - 包装材の場合には、ダンボール原紙、接着剤、テープ、インキなど
- 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。

2） 包装材の場合の 4 物質：

カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、および水銀/水銀化合物

表 1a ： アゾ染料・顔料から生成されるアミン類

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.
4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	95-69-2
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	99-55-8
p-クロロアニリン	4-chloroaniline	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1
o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
o-アニシジン	o-anisidine	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	4-amino azobenzene	60-09-3

表 1b ： オゾン層破壊物質

物質名（英語名を正式とする）			CAS No.	備考
CFC 類 Chlorofluorocarbons	CFC-11		75-69-4	
	CFC-12		75-71-8	
	CFC-13		75-72-9	
	CFC-111		354-56-3	
	CFC-112		76-12-0 76-11-9	
	CFC-113		76-13-1 354-58-5 26523-64-8	
	CFC-114		76-14-2 1320-37-2 374-07-2	
	CFC-115		76-15-3	
	CFC-211		422-78-6 422-81-1 135401-87-5	
	CFC-212		3182-26-1 134452-44-1	
	CFC-213		134237-31-3 2354-06-5	
	CFC-214		29255-31-0 2268-46-4	
	CFC-215		1599-41-3 76-17-5 4259-43-2 1652-81-9 812-30-6	
	CFC-216		661-97-2	
	CFC-217		422-86-6	
特定ハロン類 Halons	ハロン-1011(ブロモクロロメタン)	Halon-1011 (Bromochloromethane)	74-97-5	
	ハロン-1202	Halon-1202	75-61-6	注釈1
	ハロン-1211	Halon-1211	353-59-3	
	ハロン-1301	Halon-1301	75-63-8	
	ハロン-2402	Halon-2402	124-73-2 25497-30-7 27336-23-8	
テトラクロロメタン(四塩化炭素)		Tetrachloromethane (Carbon tetrachloride)	56-23-5	
1,1,1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）		1,1,1-Trichloroethane (Methylchloroform)	71-55-6	
ブロモメタン（臭化メチル）		Bromomethane (Methyl bromide)	74-83-9	
ブロモエタン（臭化エチル）		Bromoethane (Ethyl bromide)	74-96-4	注釈1
1-ブロモプロパン（臭化 n プロピル）		1-Bromopropane (n-propyl bromide)	106-94-5	注釈1
トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)		Trifluoroiodomethane (Trifluoromethyl iodide)	2314-97-8	注釈1
クロロメタン（塩化メチル）		Chloromethane (Methyl chloride)	74-87-3	注釈1
HBFC 類 HBFCs (Hydrobromofluorocarbons)	ジブロモフルオロメタン (HBFC-21 B2)	Dibromofluoromethane (HBFC-21 B2)	1868-53-7	
	ブロモジフルオロメタン (HBFC-22 B1)	Bromodifluoromethane (HBFC-22 B1)	1511-62-2	

物質名（英語名を正式とする）			CAS No.	備考
HBFC 類 HBFCs (Hydrobromofluorocarbons)	ブロモフルオロメタン (HBFC-31 B1)	Bromofluoromethane (HBFC-31 B1)	373-52-4	
	テトラブロモフルオロエタン (HBFC-121 B4)	Tetrabromofluoroethane (HBFC-121 B4)	306-80-9 353-93-5	
	トリブロモジフルオロエタン (HBFC-122 B3)	Tribromodifluoroethane (HBFC-122 B3)	353-97-9 677-34-9 7304-53-2	
	ジブロモトリフルオロエタン (HBFC-123 B2)	Dibromotrifluoroethane (HBFC-123 B2)	354-04-1	
	ブロモテトラフルオロエタン (HBFC-124 B1)	Bromotetrafluoroethane (HBFC-124 B1)	124-72-1	
	トリブロモフルオロエタン (HBFC-131 B3)	Tribromofluoroethane (HBFC-131 B3)	420-88-2 598-67-4	
	ジブロモジフルオロエタン (HBFC-132 B2)	Dibromodifluoroethane (HBFC-132 B2)	75-82-1 359-19-3	
	ブロモトリフルオロエタン (HBFC-133 B1)	Bromotrifluoroethane (HBFC-133 B1)	421-06-7	
	ジブロモフルオロエタン (HBFC-141 B2)	Dibromofluoroethane (HBFC-141 B2)	358-97-4	
	ブロモジフルオロエタン (HBFC-142 B1)	Bromodifluoroethane (HBFC-142 B1)	420-47-3 359-07-9	
	ブロモフルオロエタン (HBFC-151 B1)	Bromofluoroethane (HBFC-151 B1)	762-49-2	
	ヘキサブロモフルオロプロパン (HBFC-221 B6)	Hexabromofluoropropane (HBFC-221 B6)	–	
	ペンタブロモジフルオロプロパン (HBFC-222 B5)	Pentabromodifluoropropane (HBFC-222 B5)	–	
	テトラブロモトリフルオロプロパン (HBFC-223 B4)	Tetrabromotrifluoropropane (HBFC-223 B4)	–	
	トリブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-224 B3)	Tribromotetrafluoropropane (HBFC-224 B3)	666-48-8	
	ジブロモペンタフルオロプロパン (HBFC-225 B2)	Dibromopentafluoropropane (HBFC-225 B2)	431-78-7	
	ブロモヘキサフルオロプロパン (HBFC-226 B1)	Bromohexafluoropropane (HBFC-226 B1)	2252-78-0	
	ペンタブロモフルオロプロパン (HBFC-231 B5)	Pentabromofluoropropane (HBFC-231 B5)	–	
	テトラブロモジフルオロプロパン (HBFC-232 B4)	Tetrabromodifluoropropane (HBFC-232 B4)	148875-98-3	
	トリブロモトリフルオロプロパン (HBFC-233 B3)	Tribromotrifluoropropane (HBFC-233 B3)	421-90-9	
	ジブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-234 B2)	Dibromotetrafluoropropane (HBFC-234 B2)	460-86-6	
	ブロモペンタフルオロプロパン (HBFC-235 B1)	Bromopentafluoropropane (HBFC-235 B1)	460-88-8 22692-16-6 26391-11-7 422-01-5 53692-43-6 53692-44-7 677-52-1 677-53-2 679-94-7	
	テトラブロモフルオロプロパン (HBFC-241 B4)	Tetrabromofluoropropane (HBFC-241 B4)	148875-95-0	

物質名（英語名を正式とする）			CAS No.	備考
HBFC 類 HBFCs (Hydrobromofluorocarbons)	トリブロモジフルオロプロパン (HBFC-242 B3)	Tribromodifluoropropane (HBFC-242 B3)	70192-80-2 666-25-1	
	ジブロモトリフルオロプロパン (HBFC-243 B2)	Dibromotrifluoropropane (HBFC-243 B2)	431-21-0	
	ブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-244 B1)	Bromotetrafluoropropane (HBFC-244 B1)	679-84-5 19041-01-1 29151-25-5 460-67-3 70192-71-1 70192-84-6	
	トリブロモフルオロプロパン (HBFC-251 B3)	Tribromofluoropropane (HBFC-251 B3)	75372-14-4	
	ジブロモジフルオロプロパン (HBFC-252 B2)	Dibromodifluoropropane (HBFC-252 B2)	460-25-3	
	ブロモトリフルオロプロパン (HBFC-253 B1)	Bromotrifluoropropane (HBFC-253 B1)	421-46-5 460-32-2	
	ジブロモフルオロプロパン (HBFC-261 B2)	Dibromofluoropropane (HBFC-261 B2)	51584-26-0 1786-38-5 453-00-9 62135-10-8 62135-11-9	
	ブロモジフルオロプロパン (HBFC-262 B1)	Bromodifluoropropane (HBFC-262 B1)	111483-20-6 2195-05-3 420-89-3 420-98-4 430-87-5 461-49-4	
	ブロモフルオロプロパン (HBFC-271 B1)	Bromofluoropropane (HBFC-271 B1)	1871-72-3 352-91-0	
HCFC 類 HCFCs (Hydrochlorofluorocarbons)	HCFC-21		75-43-4	注釈1
	HCFC-22		75-45-6	注釈1
	HCFC-31		593-70-4	注釈1
	HCFC-121		134237-32-4 354-11-0 354-14-3	注釈1
	HCFC-122		41834-16-6 354-21-2 354-15-4 354-12-1	注釈1
	HCFC-123		34077-87-7 90454-18-5 306-83-2 354-23-4 812-04-4	注釈1
	HCFC-124		63938-10-3 2837-89-0 354-25-6	注釈1
	HCFC-131		27154-33-2 134237-34-6 359-28-4 811-95-0 2366-36-1	注釈1

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.	備考
HCFC 類 HCFCs (Hydrochlorofluorocarbons)	HCFC-132	25915-78-0 1649-08-7 1842-05-3 471-43-2 431-06-1	注釈1
	HCFC-133	1330-45-6 431-07-2 75-88-7 421-04-5	注釈1
	HCFC-141	1717-00-6 25167-88-8 430-57-9 430-53-5	注釈1
	HCFC-142	25497-29-4 338-65-8 75-68-3 338-64-7 55949-44-5	注釈1
	HCFC-151	110587-14-9 762-50-5 1615-75-4	注釈1
	HCFC-221	134237-35-7 29470-94-8 422-26-4	注釈1
	HCFC-222	134237-36-8 422-49-1 422-30-0 116867-32-4	注釈1
	HCFC-223	134237-37-9 422-52-6 422-50-4	注釈1
	HCFC-224	134237-38-0 422-54-8 422-53-7 422-51-5	注釈1
	HCFC-225	127564-92-5 128903-21-9 422-48-0 422-44-6 422-56-0 507-55-1 13474-88-9 431-86-7 136013-79-1 111512-56-2 2713-09-9	注釈1
	HCFC-226	134308-72-8 431-87-8 28987-04-4	注釈1
	HCFC-231	134190-48-0 421-94-3	注釈1
	HCFC-232	134237-39-1 460-89-9	注釈1
	HCFC-233	134237-40-4 7125-83-9	注釈1

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.	備考
HCFC 類 HCFCs (Hydrochlorofluorocarbons)	HCFC-234	127564-83-4 425-94-5	注釈1
	HCFC-235	134237-41-5 460-92-4 108662-83-5	注釈1
	HCFC-241	134190-49-1 666-27-3	注釈1
	HCFC-242	134237-42-6 460-63-9	注釈1
	HCFC-243	134237-43-7 7125-99-7 338-75-0 460-69-5 116890-51-8	注釈1
	HCFC-244	134190-50-4 679-85-6 421-75-0	注釈1
	HCFC-251	134190-51-5 818-99-5 421-41-0	注釈1
	HCFC-252	134190-52-6 819-00-1	注釈1
	HCFC-253	134237-44-8 460-35-5 26588-23-8	注釈1
	HCFC-261	134237-45-9 7799-56-6 420-97-3 127404-11-9	注釈1
	HCFC-262	134190-53-7 420-99-5 102738-79-4 421-02-3	注釈1
	HCFC-271	134190-54-8 420-44-0 430-55-7	注釈1

【表1bに関する注釈】
1） 表4において指定する製造時使用禁止物質から除く

表 1c ： ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.
ポリ塩化ビフェニル類（全ての異性体および同族体）	Polychlorinated Biphenyls (all isomers and congeners)	1336-36-3
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン （Ugilec 141）	Monomethyl-tetrachloro-diphenyl methane (Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン （Ugilec 121, Ugilec 21）	Monomethyl-dichloro-diphenyl methane (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン（DBBT）	Monomethyl-dibromo-diphenyl methane (DBBT)	99688-47-8

表 1d　：　フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)

物質名(英語名を正式とする)			CAS No.
PFC 類 PFCs (Perfluorocarbons)	四フッ化炭素 (パーフルオロメタン)	Carbon tetrafluoride (Perfluoromethane)	75-73-0
	パーフルオロエタン (ヘキサフルオロエタン)	Perfluoroethane (Hexafluoroethane)	76-16-4
	パーフルオロプロパン (オクラフルオロプロパン)	Perfluoropropane (Octafluoropropane)	76-19-7
	パーフルオロブタン (デカフルオロブタン)	Perfluorobutane (Decafluorobutane)	355-25-9
	パーフルオロペンタン (ドデカフルオロペンタン)	Perfluoropentane (Dodecafluoropentane)	678-26-2
	パーフルオロヘキサン (テトラデカフルオロヘキサン)	Perfluorohexane (Tetradecafluorohexane)	355-42-0
	パーフルオロシクロブタン	Perfluorocyclobutane	115-25-3
六フッ化硫黄 (SF6)		Sulfur Hexafluoride (SF6)	2551-62-4
HFC 類 HFCs (Hydrofluorocarbons)	トリフルオロメタン (HFC-23)	Trifluoromethane (HFC-23)	75-46-7
	ジフルオロメタン (HFC-32)	Difluoromethane (HFC-32)	75-10-5
	フッ化メチル (HFC-41)	Methyl fluoride (HFC-41)	593-53-3
	2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	2H,3H-Decafluoropentane (HFC-43-10mee)	138495-42-8
	ペンタフルオロエタン (HFC-125)	Pentafluoroethane (HFC-125)	354-33-6
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,1,2,2-Tetrafluoroethane (HFC-134)	359-35-3
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,1,1,2-Tetrafluoroethane (HFC-134a)	811-97-2
	ジフルオロエタン	Difluoroethane	25497-28-3
	1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	1,1-Difluoroethane (HFC-152a)	75-37-6
	1,2-ジフルオロエタン	1,2-Difluoroethane	624-72-6
	トリフルオロエタン	Trifluoroethane	27987-06-0
	1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	1,1,2-Trifluoroethane (HFC-143)	430-66-0
	1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	1,1,1-Trifluoroethane (HFC-143a)	420-46-2
	2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	2H-Heptafluoropropane (HFC-227ea)	431-89-0
	1,1,1,2,2,3,3-ヘプタフルオロプロパン	1,1,1,2,2,3,3-Heptafluoropropane	2252-84-8
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,1,1,2,2,3-Hexafluoro-propane (HFC-236cb)	677-56-5
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236ea)	431-63-0
	ヘキサフルオロプロパン	Hexafluoropropane	27070-61-7
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236fa)	690-39-1
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	1,1,2,2,3-Pentafluoropropane (HFC-245ca)	679-86-7
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane (HFC-245fa)	460-73-1
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	1,1,1,2,2-Pentafluoropropane	1814-88-6
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	1,1,1,3,3-Pentafluorobutane (HFC-365mfc)	406-58-6

表 1e ： 含有禁止の除外用途

No	物質名（英語名を正式とする）	除外用途（注釈1）	
003	カドミウム／カドミウム化合物 Cadmium /Cadmium Compounds	8(b)	電気接点中のカドミウム及びその化合物
		13(b)	ﾌｨﾙﾀｶﾞﾗｽ及び反射率標準に使用されるｶﾞﾗｽ中のｶﾄﾞﾐｳﾑ
005	鉛／鉛化合物 Lead/Lead Compounds	5(a)	陰極線管のｶﾞﾗｽの中に含まれる鉛
		5(b)	蛍光管のｶﾞﾗｽ中の鉛：0.2wt%以下
		6(a)	合金成分として、機械加工用の鋼材及び亜鉛めっき鋼材に含まれる 0.35wt%までの鉛
		6(b)	合金成分としてアルミ材に含まれる 0.4wt%までの鉛
		6(c)	銅合金に含まれる 4wt%までの鉛
		7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金）
		7(b)	サーバ、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ／シグナル／伝送用ネットワーク・インフラストラクチャ装置および通信用ネットワーク管理のハンダに含まれる鉛
		7(c)-Ⅰ	ｷｬﾊﾟｼﾀ中の誘電ｾﾗﾐｯｸを除くｶﾞﾗｽまたはｾﾗﾐｯｸ中の電気電子部品に含む鉛、例えばﾋﾟｴｿﾞﾃﾞﾊﾞｲｽ、ｶﾞﾗｽあるいはｾﾗﾐｯｸﾏﾄﾘｯｸｽ化合物
		7(c)-Ⅱ	AC125V あるいは DC250V 以上の電圧用のｷｬﾊﾟｼﾀ中の誘電ｾﾗﾐｯｸに含まれる鉛
		9(b)	暖房、換気、空調、冷却機器、(HVACR)用ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰに含まれる冷媒用ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ・ｼｪﾙとﾌﾞｯｼｭに含まれる鉛
		13(a)	光学用の白ｶﾞﾗｽ中の鉛
		13(b)	ﾌｨﾙﾀｶﾞﾗｽ及び反射率標準に使用されるｶﾞﾗｽ中の鉛
		15	集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なハンダに含まれる鉛
006	水銀／水銀化合物 Mercury/Mercury Compounds		冷陰極蛍光灯と外部電極蛍光灯(CCFL と EEFL)に含まれる以下のものを越えない水銀(ﾗﾝﾌﾟ 1 個当たり)
		3(a)	・短型（500mm 以下）：3.5mg
		3(b)	・中型（500mm 超 1500mm 以下）： 5mg
		3(c)	・長型(1500mm 超)： 13mg
008	PFOS／PFOS類縁化合物 PFOS and PFOS-related substances		• フォトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止用コーティング剤 • フィルム、紙、印刷版に使用される写真用コーティング剤
018	PFOA、その塩およびPFOAのエステル PFOA、PFOA-salts、PFOA-esters		• フィルム、紙、印刷版への写真用コーティング剤 （2015 年 7 月 1 日から禁止） • 半導体中に用いられる接着剤、ホイル（箔）、テープ （2015 年 7 月 1 日から禁止）

【表1eに関する注釈】

1） 表中の番号は RoHS 指令官報に記載されている適用除外の番号

表 1f ：多環芳香族炭化水素(PAH)

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.
ベンゾ（a）ピレン	Benzo[a]pyrene (BaP)	50-32-8
ベンゾ（e）ピレン	Benzo[e]pyrene (BeP)	192-97-2
ベンゾ（a）アントラセン	Benzo[a]anthracene (BaA)	56-55-3
クリセン	Chrysen (CHR)	218-01-9
ベンゾ（b）フルオランテン	Benzo[b]fluoranthene (BbFA)	205-99-2
ベンゾ（j）フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene (BjFA)	205-82-3
ベンゾ（k）フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene (BkFA)	207-08-9
ジベンゾ（a, h）アントラセン	Dibenzo[a,h]anthracene(DBAhA)	53-70-3

表 1g　:PFOA、その塩および PFOA のエステル

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.
ペルフルオロオクタン酸	PFOA – perfluorooctanoic acid	335-67-1
ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	Ammonium salt of PFOA	3825-26-1
ペンタデカフルオロオクタン酸ナトリウム	Perfluorooctanoic acid sodium salt;　Sodium salt of PFOA	335-95-5
ペルフルオロオクタン酸カリウム	Potassium salt of PFOA	2395-00-8
ペンタデカフルオロオクタン酸銀(I)	Silver salt of PFOA	335-93-3
ペンタデカフルオロオクタノイルフルオリド	Pentadecafluorooctyl fluoride	335-66-0
ペンタデカフルオロオクタン酸メチル	Pentadecafluoro-octanoicacimethylester	376-27-2
ペンタデカフルオロオクタン酸エチル	Pentadecafluoro-octanoicaciethylester	3108-24-5

表 1h　:ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.
ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane	25637-99-4
		4736-49-6
		65701-47-5
		138257-17-7
		138257-18-8
		138257-19-9
		169102-57-2
		678970-15-5
		678970-16-6
		678970-17-7
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane	3194-55-6
α-ヘキサブロモシクロドデカン	α-hexabromocyclododecane	134237-50-6
β-ヘキサブロモシクロドデカン	β-hexabromocyclododecane	134237-51-7
γ-ヘキサブロモシクロドデカン	γ-hexabromocyclododecane	134237-52-8

2. 含有報告物質

表 2　:　含有報告物質（注釈1、2）

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
001	アントラセン Anthracene	120-12-7	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
002	4,4'-ジアミノジフェニルメタン (4,4'-メチレンジアニリン、4,4'-MDA) 4,4'-Diaminodiphenylmethane (4,4'-MDA)	101-77-9	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
003	フタル酸ジブチル（DBP） Dibutyl phthalate (DBP)	84-74-2	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
004	二塩化コバルト Cobalt dichloride	7646-79-9	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
005	五酸化二ヒ素 Diarsenic pentaoxide	1303-28-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
006	三酸化二ヒ素 Diarsenic trioxide	1327-53-3	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
007	ムスクキシレン 5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (musk xylene)	81-15-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
008	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP） Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	117-81-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
009	ヒ酸水素鉛 Lead hydrogen arsenate	7784-40-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
010	フタル酸ブチルベンジル（BBP） Benzyl butyl phthalate (BBP)	85-68-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
011	ヒ酸トリエチル Triethyl arsenate	15606-95-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
012	アントラセンオイル Anthracene oil	90640-80-5	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
013	アントラセンオイル、ペースト、軽蒸留分 Anthracene oil, anthracene paste, distn. Lights	91995-17-4	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
014	アントラセンオイル、ペースト、蒸留分 Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction	91995-15-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
015	アントラセンオイル、アントラセンロー Anthracene oil, anthracene-low	90640-82-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
016	アントラセンオイル、ペースト Anthracene oil, anthracene paste	90640-81-6	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
017	コールタールピッチ Coal tar pitch, high temperature	65996-93-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
018	アルミノけい酸塩、耐火セラミック繊維 Aluminosilicate,Refractory Ceramic Fibres	–	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、アルミノけい酸塩耐火セラミック繊維は、EC 規則 No.1272/2008 の附属書Ⅵのパート 3 の表 3.1 において、Index No. 650-017-00-8 として包含され、下記の3つの条件を満たすもの。 (a) アルミニウム酸化物やシリコン酸化物が繊維中の可変濃度域内での主成分として存在する。 (b) 当該繊維径の長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が 6μm 以下である繊維 (c) アルカリ金属酸化物とアルカリ土類金属酸化物 (Na2O+K2O+CaO+MgO+BaO)の合計濃度が 18wt%以下である	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
019	ジルコニアアルミノけい酸塩、 耐火セラミック繊維 Zirconia Aluminosilicate, Refractory Ceramic Fibres	–	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える ただし、ジルコニアアルミノけい酸塩耐火セラミック繊維は、EC 規則 No.1272/2008 の附属書Ⅵのパート 3 の表 3.1 において、Index No. 650-017-00-8 として包含され、下記の3つの条件を満たすもの。 (a) アルミニウム酸化物、シリコン酸化物、ジルコニウム酸化物が繊維中の可変濃度域内での主成分として存在する。 (b) 当該繊維径の長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が 6μm 以下である繊維 (c) アルカリ金属酸化物とアルカリ土類金属酸化物 (Na2O+K2O+CaO+MgO+BaO)の合計濃度が 18wt%以下である	REACH 規則 「認可対象候補物質」
020	2,4-ジニトロトルエン 2,4-Dinitrotoluene	121-14-2	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
021	フタル酸ジイソブチル（DIBP） Diisobutyl phthalate (DIBP)	84-69-5	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
022	リン酸トリス(2-クロロエチル)（TCEP） Tris(2-chloroethyl)phosphate (TCEP)	115-96-8	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
023	アクリルアミド Acrylamide	79-06-1	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
024	トリクロロエチレン Trichloroethylene	79-01-6	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
025	ホウ酸 Boric acid	10043-35-3 11113-50-1	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
026	四ホウ酸二ナトリウム無水和物 Disodium tetraborate, anhydrous	1303-96-4 1330-43-4 12179-04-3	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
027	七酸化四ホウ酸二ナトリウム水和物 （四ホウ酸二ナトリウム水和物） Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate	12267-73-1	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
028	硫酸コバルト(II) Cobalt(II) sulphate	10124-43-3	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
029	硝酸コバルト(II) Cobalt(II) dinitrate	10141-05-6	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
030	炭酸コバルト(II) Cobalt(II) carbonate	513-79-1	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
031	酢酸コバルト(II) Cobalt(II) diacetate	71-48-7	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
032	2-メトキシエタノール 2-Methoxyethanol	109-86-4	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
033	2-エトキシエタノール 2-Ethoxyethanol	110-80-5	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
034	酢酸 2-エトキシエチル 2-ethoxyethyl acetate	111-15-9	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
035	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル（DHNUP） 1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11-branched and linear alkyl esters (DHNUP)	68515-42-4	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
036	ヒドラジン Hydrazine	7803-57-8 302-01-2	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
037	N-メチル-2-ピロリドン 1-methyl-2-pyrrolidone	872-50-4	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
038	1,2,3-トリクロロプロパン 1,2,3-trichloropropane	96-18-4	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
039	フタル酸ジヘプチル（DIHP） 1,2-Benzenedicarboxylic acid; di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich (DIHP)	71888-89-6	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
040	ヒ酸カルシウム Calcium arsenate	7778-44-1	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
041	1,1'-オキシビス(2-メトキシエタン) Bis(2-methoxyethyl) ether	111-96-6	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
042	ピクリン酸鉛 Lead dipicrate	6477-64-1	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。 それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
043	N,N-ジメチルアセトアミド（DMAC） N,N-dimethylacetamide (DMAC)	127-19-5	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
044	ヒ酸 Arsenic acid	7778-39-4	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
045	2-メトキシアニリン（o-アニシジン） 2-Methoxyaniline (o-Anisidine)	90-04-0	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
046	ヒ酸鉛 Trilead diarsenate	3687-31-8	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
047	1,2-ジクロロエタン（エチレンクロリド） 1,2-Dichloroethane	107-06-2	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
048	4-tert-オクチルフェノール 4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl) phenol (4-tert-Octylphenol)	140-66-9	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
049	アニリンとホルムアルデヒドの重合物 Formaldehyde, oligomeric reaction products with aniline (technical MDA)	25214-70-4	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
050	フタル酸ビス(2-メトキシエチル) Bis(2-methoxyethyl) phthalate	117-82-8	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
051	アジ化鉛 Lead diazide	13424-46-9	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
052	2,4,6-トリニトロレゾルシノール鉛塩 Lead styphnate	15245-44-0	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
053	2,2'-ジクロロ-4,4'メチレンジアニリン（MOCA） 2,2'-dichloro-4,4'-methylenedianiline (MOCA)	101-14-4	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
054	フェノールフタレイン Phenolphthalein	77-09-8	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
055	トリエチレングリコールジメチルエーテル 1,2-bis(2-methoxyethoxy)ethane (TEGDME; triglyme)	112-49-2	納入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
056	1,2-ジメトキシエタン 1,2-dimethoxyethane (ethylene glycol dimethyl ether, EGDME)	110-71-4	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
057	三酸化二ホウ素 Diboron trioxide	1303-86-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
058	ホルムアミド Formamide	75-12-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
059	メタンスルホン酸鉛(II) Lead(II) bis(methanesulfonate)	17570-76-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
060	1,3,5-トリグリシジルイソシアヌラート 1,3,5-tris(oxiranylmethyl)-1,3,5-triazine-2,4,6(1H,3H,5H)-trione (TGIC)	2451-62-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
061	β-1,3,5-トリグリシジルイソシアヌル酸 (β-1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H・3H・5H)-トリオン) (β-TGIC) 1,3,5-tris[(2S and 2R)-2,3-epoxypropyl]-1,3,5-triazine-2,4,6-(1H,3H,5H)-trione (β-TGIC)	59653-74-6	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
062	4,4'-ビス（ジメチルアミノ）ベンゾフェノン （ミヒラーケトン） 4,4'-bis(dimethylamino)benzophenone (Michler's ketone)	90-94-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
063	4,4'-ビス（ジメチルアミノフェニル）メタン （ミヒラーベース） N,N,N',N'-tetramethyl-4,4'-methylenedianiline (Michler's base)	101-61-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
064	[4-[[4-アニリノ-1 ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン ジメチルアンモニウムクロリド (C.I. ベーシックブルー26) [4-[[4-anilino-1-naphthyl][4-(dimethyl amino)phenyl]methylene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene] dimethylammonium chloride (C.I. Basic Blue 26)	2580-56-5	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ミヒラーケトン（CAS No.90-94-8）もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が 0.1%(1000ppm)以上含まれる場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」
065	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (C.I. ベーシックバイオレット 3) [4-[4,4'-bis(dimethylamino) benzhydrylidene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene] dimethylammonium chloride (C.I. Basic Violet 3)	548-62-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ミヒラーケトン（CAS No.90-94-8）もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が 0.1%(1000ppm)以上含まれる場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」
066	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)-4"-(メチルアミノ)トリチルアルコール 4,4'-bis(dimethylamino)-4''-(methylamino)trityl alcohol	561-41-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ミヒラーケトン（CAS No.90-94-8）もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が 0.1%(1000ppm)以上含まれる場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」
067	α,α-ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]－4(フェニルアミノ)ナフタレン-1-メタノール (C.I.ソルベントブルー4) α,α-Bis[4-(dimethylamino)phenyl]-4(phenylamino)naphthalene-1-methanol (C.I. Solvent Blue 4)	6786-83-0	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ミヒラーケトン（CAS No.90-94-8）もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が 0.1%(1000ppm)以上含まれる場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
068	ペルフルオロトリデカン酸 Pentacosafluorotridecanoic acid	72629-94-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
069	ペルフルオロドデカン酸 Tricosafluorododecanoic acid	307-55-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
070	ペルフルオロウンデカン酸 Henicosafluoroundecanoic acid	2058-94-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
071	ペルフルオロテトラデカン酸 Heptacosafluorotetradecanoic acid	376-06-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
072	アゾジカルボキサミド (ジアゼン-1,2-ビスカルボアミド) Diazene-1,2-dicarboxamide (C,C'-azodi(formamide))	123-77-3	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
073	ヘキサヒドロフタル酸無水物(1.2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物)[1]、 シス-1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物(ヘキサヒドロフタル酸無水物)[2]、 ヘキサヒドロフタル酸無水物(トランス 1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物)[3] Cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [1] cis-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [2] trans-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [3] 【注釈】個々のシス型[2]、トランス型[3]の同位体およびシス型とトランス型の全ての組み合わせ[1]が含まれる。	85-42-7 13149-00-3 14166-21-3	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
074	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[1]、 4-メチルシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物(4-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸)[2]、 1-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[3]、 3-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[4] Hexahydromethylphthalic anhydride [1] Hexahydro-4-methylphthalic anhydride [2] Hexahydro-1-methylphthalic anhydride [3] Hexahydro-3-methylphthalic anhydride [4] 【注釈】個々の異性体[2]、[3]、[4]（それらのシス型、トランス型のステレオ異性体を含む）および全ての異性体[1]が含まれる。	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
075	4-ノニルフェノール 4-Nonylphenol, branched and linear 【注釈】フェノールの 4 の位置に直鎖又は分岐の炭素数が 9 のアルキル基が共有結合した物質。UVCB と明確に定義された個々の異性体とその混合物を含む。	-	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
076	エトキシ化された 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール 4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol, ethoxylated 【注釈】明確に定義された物質、UVCB 物質は、ポリマー及び同族体を含む。	-	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
077	メトキシ酢酸 Methoxy acetic acid	625-45-6	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
078	ジメチルホルムアミド (N,N-ジメチルホルムアミド) N,N-dimethylformamide	68-12-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
079	ジブチルスズジクロライド（DBTC） Dibutyltin dichloride (DBTC)	683-18-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「ジブチルスズ化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「ジブチルスズ化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
080	一酸化鉛 （酸化鉛（II）） Lead monoxide (lead oxide)	1317-36-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
081	四三酸化鉛 Orange lead (Lead tetroxide)	1314-41-6	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
082	ホウフッ化鉛 （四フッ化ホウ酸鉛（II）） Lead bis(tetrafluoroborate)	13814-96-5	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
083	炭酸鉛 （水酸化炭酸鉛（II）） Trilead bis(carbonate)dihydroxide	1319-46-6	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
084	チタン酸鉛 Lead titanium trioxide	12060-00-3	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
085	ジルコン酸チタン酸鉛 （三酸化ジルコニウムチタン鉛） Lead Titanium Zirconium Oxide	12626-81-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
086	ケイ酸と鉛の塩 Silicic acid, lead salt	11120-22-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
087	ケイ酸とバリウムの塩(1:1)（鉛ドープ） Silicic acid（$H_2Si_2O_5$), barium salt(1:1), lead-doped 【注釈】「生殖毒性」Repr. 1A（CLP）又はｶﾃｺﾞﾘ 1(DSD)の適正濃度限界を超えた鉛を含有するもの。該当物質は EC 規則 No.1272/2008 のｲﾝﾃﾞｯｸｽ No.082-001-00-6「鉛化合物」の分類に属する。	68784-75-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
088	酸化プロピレン Methyloxirane (Propylene oxide)	75-56-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
089	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル (1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖) 1,2-Benzenedicarboxylic acid, dipentylester, branched and linear	84777-06-0	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
090	フタル酸ジイソペンチル（DIPP） Diisopentylphthalate (DIPP)	605-50-5	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
091	フタル酸 N-ペンチル-イソペンチル (N-ペンチル-イソペンチルフタレート) N-pentyl-isopentylphthalate	776297-69-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
092	エチレングリコールジエチルエーテル (1,2-ジエトキシエタン) 1,2-diethoxyethane	629-14-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
093	塩基性酢酸鉛 Acetic acid, lead salt, basic	51404-69-4	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
094	塩基性硫酸鉛 Lead oxide sulfate	12036-76-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
095	[1,2-ベンゼンジカルボキシラトト(2-)] ジオキソ三鉛 (ジオキソ（フタラト）三鉛) [Phthalato(2-)]dioxotrilead	69011-06-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
096	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛 Dioxobis(stearato)trilead	12578-12-0	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
097	脂肪酸鉛塩(炭素数 C16-18) Fatty acids, C16-18, lead salts	91031-62-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
098	シアナミド鉛 Lead cyanamidate	20837-86-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
099	硝酸鉛 （硝酸鉛（II）） Lead dinitrate	10099-74-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
100	塩基性硫酸鉛 Pentalead tetraoxide sulphate	12065-90-6	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
101	ピグメントエロー41 （C.I. ピグメントイエロー41） Pyrochlore, antimony lead yellow	8012-00-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
102	塩基性亜硫酸鉛 Sulfurous acid, lead salt, dibasic	62229-08-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
103	四エチル鉛 Tetraethyllead	78-00-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
104	塩基性硫酸鉛 （三塩基性硫酸鉛） （三塩基性硫酸鉛(Pb4O3(SO4)） Tetralead trioxide sulphate	12202-17-4	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
105	二塩基性リン酸鉛 Trilead dioxide phosphonate	12141-20-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
106	フラン Furan	110-00-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
107	硫酸ジエチル Diethyl sulphate	64-67-5	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
108	硫酸ジメチル Dimethyl sulphate	77-78-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
109	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1，3-オキサゾリジン 3-ethyl-2-methyl-2-(3-methylbutyl)-1,3-oxazolidine	143860-04-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
110	ジノセブ (2-sec-ブチル-4,6-ジニトロフェノール) Dinoseb (6-sec-butyl-2,4-dinitrophenol)	88-85-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
111	4,4'-メチレンビス(2-メチルアニリン) 4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
112	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル (4,4'-オキシジアニリン及びその塩) 4,4'-oxydianiline and its salts	101-80-4	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
113	p-アミノアゾベンゼン (4-アミノアゾベンゼン) (4-フェニルアゾアニリン) 4-aminoazobenzene	60-09-3	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
114	2,4-ジアミノトルエン 4-methyl-m-phenylenediamine (toluene-2,4-diamine)	95-80-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
115	6-メトキシ-m-トルイジン 6-methoxy-m-toluidine (p-cresidine)	120-71-8	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
116	4-アミノビフェニル（ビフェニル-4-イルアミン） Biphenyl-4-ylamine	92-67-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
117	2-アミノ-5-アゾトルエン（o-アミノアゾトルエン） o-aminoazotoluene (4-o-tolylazo-o-toluidine)	97-56-3	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
118	o-トルイジン o-Toluidine	95-53-4	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
119	N-メチルアセトアミド N-methylacetamide	79-16-3	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
120	カドミウム Cadmium	7440-43-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
121	酸化カドミウム(II) Cadmium Oxide	1306-19-0	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
122	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタン酸アンモニウム、パーフルオロオクタン酸アンモニウム（APFO） Ammonium pentadecafluorooctanoate (APFO)	3825-26-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「PFOA、その塩および PFOA のエステル」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「PFOA、その塩およびPFOAのエステル」として表１の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
123	ペルフルオロオクタン酸(PFOA) Pentadecafluorooctanoic acid (PFOA)	335-67-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「PFOA、その塩および PFOA のエステル」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「PFOA、その塩およびPFOAのエステル」として表１の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
124	フタル酸ジペンチル Dipentyl phthalate (DPP)	131-18-0	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
125	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート 4-Nonylphenol, branched and linear, ethoxylated 【注釈】フェノールの 4 の位置で炭素数 9 の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB 物質および well-defined 物質（組成等が分かっている物質）、ポリマーおよび同族体の個々の異性体やその組合せのどれでもを含んでエトキシ化されたものを含む	―	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
126	硫化カドミウム Cadmium sulphide	1306-23-6	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
127	ダイレクトブラック38 Disodium 4-amino-3-[[4'-[(2,4-diaminophenyl)azo][1,1'-biphenyl]-4-yl]azo]-5-hydroxy-6-(phenylazo)naphthalene-2,7-disulphonate (C.I. Direct Black 38)	1937-37-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
128	ジヘキサン－１－イル＝フタラート Dihexyl phthalate	84-75-3	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
129	２－イミダゾリジンチオン Imidazolidine-2-thione (2-imidazoline-2-thiol)	96-45-7	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
130	リン酸トリス（ジメチルフェニル） Trixylyl phosphate	25155-23-1	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
131	ダイレクトレッド 28 （3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホン酸ナトリウム)) Disodium 3,3'-[[1,1'-biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)]bis(4-aminonaphthalene-1-sulphonate) (C.I. Direct Red 28)	573-58-0	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
132	酢酸鉛(II) Lead di(acetate)	301-04-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
133	塩化カドミウム Cadmium chloride	10108-64-2	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。	REACH 規則 「認可対象候補物質」
134	ビス[アルキル（C＝6）]＝フタラート; フタル酸ジイソヘキシル（DIHP） 1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear	68515-50-4	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
135	過ホウ酸ソーダ無水物 Sodium peroxometaborate	7632-04-4	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
136	過ホウ酸ナトリウム Sodium perborate; perboric acid, sodium salt	15120-21-5 11138-47-9	納入品の総質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

【表 2 に関する注釈】

1） 管理報告内容

- 納入品および包装材に表 2） 記載の化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握・管理し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告する。

2） 含有率算出の考え方について

- 本項目において、含有率算出の分母は納入品の総質量とする。
  含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。

3. 含有管理物質

表 3 ： 含有管理物質（注釈1、2）

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	備考
001	臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外） Brominated flame retardants (other than PBBs, PBDEs, HBCDDs)	－	意図的に添加されている場合、含有量を管理	詳細物質： 表 3a
002	ポリ塩化ビニル (PVC) Polyvinyl Chloride (PVC)	－	意図的に添加されている場合、当該物質を含有する素材質量を管理	
003	発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs）	－	意図的に添加されている場合、含有量を管理	詳細物質： 注釈3
004	難分解性、生体蓄積性かつ有毒性を有する物質（PBTs）、 非常に強い難分解性かつ非常に強い生体蓄積性を有する物質（vPvBs）	－	意図的に添加されている場合、含有量を管理	詳細物質： 注釈4

【表 3 に関する注釈】

1） 記録管理内容

- 納入品に表 3 記載の化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理する。

2） 含有率算出の考え方について

- 本項目において、含有率算出の分母は納入品の総質量もしくは素材質量であり、個々の物質においていずれを用いるかは表3の含有管理物質の記載に準ずる。
- 複合物質または材料の場合には、次の物を素材とする。
  - 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
  - 塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。
    例）塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態
    樹脂ポリマーは、成形後の状態
    ガラス及びセラミックの成形後の状態
  - 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
  - 包装材の場合には、段ボール原紙、接着剤、テープ、インキなど

- 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。

3) 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs）とは、以下の URL に示す EU CLP 規則付属書 VI Table 3.2 において、CMR-Cat1,2 に分類される物質を対象とする。
EU CLP 規則(Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures) AnnexVI:
http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/chemicals/files/ghs/w_annex_vi_table_3_2_en.doc
【外部リンク】

4) 難分解性、生体蓄積性かつ有毒性を有する物質（PBTs）、非常に強い難分解性かつ非常に強い生体蓄積性を有する物質（vPvBs）とは、以下の URL に示す European Chemical Substances Information System(ESIS)中で公表する PBT(難分解性、生物蓄積性、毒性)物質であって、REACH 規則の第 57 条が規定する条件を満たした物質を対象とする。
European chemical Substances Information System (ESIS):
http://esis.jrc.ec.europa.eu/index.php?PGM=pbt 【外部リンク】

表 3a. 臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)

臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)(英語名を正式とする)		CAS No.
ISO1043-4 コード番号 FR(14)[脂肪族/脂環式臭素化化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(14) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds]	―
ISO1043-4 コード番号 FR(15)[脂肪族/脂環式臭素化化合物とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(15) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds in combination with antimony compounds]	―
ISO1043-4 コード番号 FR(16)[芳香族臭素化化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(16) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls]	―
ISO1043-4 コード番号 FR(17)[芳香族臭素化化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(17) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls in combination with antimony compounds]	―
ISO1043-4 コード番号 FR(22)[脂肪族/脂環式塩素化及び臭素化化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(22) [Aliphatic/alicyclic chlorinated and brominated compounds]	―
ISO1043-4 コード番号 FR(42)[臭素化有機リン化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(42) [Brominated organic phosphorus compounds]	―
ポリ(2, 6-ジブロモフェニレンオキシド)	Poly(2,6-dibromo-phenylene oxide)	69882-11-7
テトラデカブロモ-P-ジフェノキシベンゼン	Tetra-decabromo-diphenoxy-benzene	58965-66-5
1,2-ビス(2,4,6-トリブロモフェノキシ)エタン	1,2-Bis(2,4,6-tribromo-phenoxy)ethane	37853-59-1
3,5,3',5'-テトラブロモビスフェノール A (TBBA)	3,5,3',5'-Tetrabromo-bisphenol A (TBBA)	79-94-7
TBBA (構造特定せず)	TBBA, unspecified	30496-13-0
TBBA (エピクロロヒドリンオリゴマー)	TBBA-epichlorhydrin oligomer	40039-93-8
TBBA (TBBA-ジグリシジルエーテルオリゴマー)	TBBA-TBBA-diglycidyl-ether oligomer	70682-74-5
TBBA (炭酸オリゴマー)	TBBA carbonate oligomer	28906-13-0
TBBA 炭酸オリゴマー、フェノキシエンドキャップト	TBBA carbonate oligomer, phenoxy end capped	94334-64-2
TBBA 炭酸オリゴマー、2,4,6-トリブロモフェノールターミネイティド	TBBA carbonate oligomer, 2,4,6-tribromo-phenol terminated	71342-77-3
TBBA ビスフェノール A ホスゲンポリマー	TBBA-bisphenol A-phosgene polymer	32844-27-2
臭素化エポキシレジン、トリブロモフェノールエンドキャップト	Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	139638-58-7
臭素化エポキシレジン、トリブロモフェノールエンドキャップト	Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	135229-48-0
TBBA-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	TBBA-(2,3-dibromo-propyl-ether)	21850-44-2
TBBA ビス-(2-ヒドロキシエチルエーテル)	TBBA bis-(2-hydroxy-ethyl-ether)	4162-45-2
TBBA ビス(アリルエーテル)	TBBA-bis-(allyl-ether)	25327-89-3
TBBA ジメチルエーテル	TBBA-dimethyl-ether	37853-61-5
テトラブロモビスフェノール S	Tetrabromo-bisphenol S	39635-79-5
TBBS ビス-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	TBBS-bis-(2,3-dibromo-propyl-ether)	42757-55-1
2,4-ジブロモフェノール	2,4-Dibromo-phenol	615-58-7
2,4,6-トリブロモフェノール	2,4,6-Tribromo-phenol	118-79-6
ペンタブロモフェノール	Pentabromo-phenol	608-71-9

臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)（英語名を正式とする）		CAS No.
2,4,6-トリブロモフェニルアリルエーテル	2,4,6-Tribromo-phenyl-allyl-ether	3278-89-5
トリブロモフェニルアリルエーテル (構造特定せず)	Tribromo-phenyl-allyl-ether, unspecified	26762-91-4
テトラブロモフタル酸ジメチル	Bis(methyl)tetrabromo-phthalate	55481-60-2
テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	Bis(2-ethylhexyl)tetrabromo-phthalate	26040-51-7
2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル-2-ヒドロキシプロピルテトラブロモフタレート	2-Hydroxy-propyl-2-(2-hydroxy-ethyl)-ethyl-TBP	20566-35-2
TBPA、グリコール-アンドプロピレン-オキシドエステル	TBPA, glycol-and propylene-oxide esters	75790-69-1
N,N'-エチレン-ビス-(テトラブロモ-フタルイミド)	N,N'-Ethylene-bis-(tetrabromo-phthalimide)	32588-76-4
エチレン-ビス(5,6-ジブロモノルボルナン-2,3-ジカルボキシミド)	Ethylene-bis(5,6-dibromo-norbornane-2,3-dicarboximide)	52907-07-0
2,3-ジブロモ-2-ブテン-1,4-ジオール	2,3-Dibromo-2-butene-1,4-diol	3234-02-4
ジブロモネオペンチルグリコール	Dibromo-neopentyl-glycol	3296-90-0
2,3-ジブロモプロパノール	Dibromo-propanol	96-13-9
トリブロモ-ネオペンチルアルコール	Tribromo-neopentyl-alcohol	36483-57-5
ポリトリブロモスチレン	Poly tribromo-styrene	57137-10-7
トリブロモスチレン	Tribromo-styrene	61368-34-1
ジブロモ-スチレン、PP グラフティド	Dibromo-styrene grafted PP	171091-06-8
ポリジブロモスチレン	Poly-dibromo-styrene	31780-26-4
ブロモ/クロロパラフィン類	Bromo-/Chloro-paraffins	68955-41-9
ブロモ/クロロアルファオレフィン	Bromo-/Chloro-alpha-olefin	82600-56-4
ブロモエチレン	Vinylbromide	593-60-2
トリス(2,3-ジブロモプロピル)イソシアヌル酸	Tris-(2,3-dibromo-propyl)-isocyanurate	52434-90-9
トリス(2,3-ジブロモフェニル)フォスフェート	Tris(2,4-dibromo-phenyl) phosphate	49690-63-3
トリス(トリブロモ-ネオペンチル)フォスフェート	Tris(tribromo-neopentyl) phosphate	19186-97-1
塩素化、臭素化リン酸エステル	Chlorinated and brominated phosphate ester	125997-20-8
ペンタブロモトルエン	Pentabromo-toluene	87-83-2
ペンタブロモベンジルブロミド	Pentabromo-benzyl bromide	38521-51-6
臭素化 1,3-ブタジエンホモポリマー	1,3-Butadiene homopolymer, brominated	68441-46-3
ペンタブロモベンジルアクリレートモノマー	Pentabromo-benzyl-acrylate, monomer	59447-55-1
ペンタブロモベンジルアクリレートポリマー	Pentabromo-benzyl-acrylate, polymer	59447-57-3
デカブロモジフェニルエタン	Decabromo-diphenyl-ethane	84852-53-9
トリブロモビスフェニルマレインイミド	Tribromo-bisphenyl-maleinimide	59789-51-4
臭素化トリメチルフェニルリンデン	Brominated trimethylphenyl-lindane	―
その他の臭素系難燃剤	Other Brominated Flame Retardants	―
テトラブロモシクロオクタン	Tetrabromo-cyclo-octane	31454-48-5
1,2-ジブロモ-4-(1,2-ジブロモメチル)シクロヘキサン	1,2-Dibromo-4-(1,2-dibromo-methyl)-cyclo-hexane	3322-93-8
TBPA Na ソルト	TBPA Na salt	25357-79-3
テトラブロモフタル酸無水物	Tetrabromo phthalic-anhydride	632-79-1

4. 製造時使用禁止物質

表 4 ： 製造時使用禁止物質

製造時使用禁止物質	備考
表 1b に示すオゾン層破壊物質	・下記用途で使用される場合を除く － 分析・測定及び商品開発などの直接の製造工程以外に使用される場合 － 冷凍機・空調機に使用される場合 ・下記物質を対象物質から除く － 表 1b 注釈 1 記載の物質： ・HCFC 類* ・特定ハロン類のハロン-1202 ・ブロモエタン（臭化エチル） ・1-ブロモプロパン（臭化 n プロピル） ・トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル) ・クロロメタン（塩化メチル） *HCFC 類を使用する場合は、排出が極力無いようにし、使用量の削減に努めること。

【改訂履歴】

2015 年 01 月 13 日 （第 1.0 版） 初版制定

【お問合せ先】
FDK株式会社
ニッケル水素電池事業部 総務部 総務課
E-mail :koji_taguchi@fdk.co.jp
Tel :027-361-7575
Fax :027-362-0344